

新監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 29 日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
同 伊藤 秀夫  
同 風間 ルミ子  
同 竹内 功

# 監査結果の報告

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象部署

建築部	公共建築第1課
北区役所	産業振興課、建設課
中央区役所	建設課
江南区役所	産業振興課、建設課
監査実施工事の関係部署	

### (2) 対象工事

#### ア 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

(ア) 平成30年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事で、竣工期限が

平成31年4月以降の工事

(イ) 令和元年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事

#### イ 土木工事

(ア) 令和元年度に契約した、当初設計金額250万円を超える工事

## 4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。  
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。

- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

## 5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聞き取り調査及び現地調査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

### (2) 実施日程

令和2年3月12日～令和2年10月29日

## 7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

#### ア 積算、施工及び監理に関すること

- ・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの

#### イ 施工及び監理に関すること

- ・契約変更に係る金額の増減や工期変更などの経緯について、工事打合せ簿で確認ができなかったもの